

薬監第114号

昭和52年10月28日

各都道府県衛生主管部(局)長殿

厚生省薬務局監視指導課長

医薬品再評価に伴う単味剤たる医療用医薬品
に関する監視指導上の措置について(通知)

今回再評価が終了した医薬品(再評価不申請医薬品を含む。
以下同じ。)に関する監視指導上の措置については、昭和
48年11月28日薬監第323号監視課長通知に示されて
いるところであり、貴管下関係業者に対し、これに基づ
き所要の措置を講ずるよう指示された。

なお、今回再評価が終了した医薬品については、通知
後1ヵ月を経過したのち速やかに製造業者から回収状
況及び表示の訂正措置に関する報告を徴し、製造業者
の措置状況の把握、確認を行うこととさせてい。

あって、今回再評価が終了して医薬品と同じ有効成分を含有する草味剤たる医療用医薬品であって再評価申請がなかった医薬品のうち、昭和50年10月1日以後製造・販売された実績のある医薬品について調査してところ、該当がなかつたので参考までにお知らせする。

ては 有効性が認められた。しかし 本剤は 副作用として 乳酸アシドーシスなど重篤な例がある、有効性と副作用を勘案して考えた場合、医療上の必要性は認められないと判定された。

3 ペニシリン剤

ペニシリン剤の外用剤としては、ベンジルペニシリンナトリウム及びベンジルペニシリンアミノメトミシンの2成分それぞれのノット目づつ申請された。これらは、膿瘍等などの膿皮症に対し、有効性は認められたが、ペニシリン剤は、経皮感作を生じやすく、全身投与時に、アナフィラキシー全身作用を招来する可能性が少くないので、外用剤としての使用は避けるべきであると判定された。

4 トリヘキシフェニシル

トリヘキシフェニシルは、パーキンソンズムの治療薬として、その有効性については今回の再評価においても認められた。しかし、その投与量はノット目3.3までとされた。「トリフェニシールカプセル」は、1カプセル中に1回投与量を上回る量(5mg)を含有するため、医療上の必要性に乏しいと判定された。

5 パモ酸ヒドロキシジン

パモ酸ヒドロキシジンは、アレルギー性皮膚疾患や、神経症などに対する有効性は今回の再評価においても認められた。しかし、その投与量はノット目5までとされた。「アタラックス・P(100mg)」は、1カプセル中に1回投与量を上回る量(100mg)を含有するための医療上の必要性に乏しいと判定された。